

## 第4節 青森刑務所

浅利 志乃

はじめに

2003年、「行刑改革会議提言」がとりまとめられ、受刑者の処遇を見直す動きがありました。この提言は、受刑者の人権を保障し、社会復帰を進めるという内容です。これがきっかけとなり、2007年に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行されました（以下「新処遇法」と略）。しかし、簡単に実態が変わるわけではなく、改善すべき問題があるように思います。

私たちは、2009年9月28日、法学コース施設見学会で青森刑務所を訪問し、作業風景や施設内などを見学させていただきました。その内容を報告したいと思います。

### 1. 刑務所とは

刑務所は、法律の定める手続きを経て、懲役刑、禁錮刑などに処せられた受刑者を収容し、規律正しい生活や勤労の習慣を身に付けさせ、健全な社会復帰ができるよう矯正処遇を行っている施設です。

#### (1) 規模

刑務所は、法務省が所管しており、内部部局である矯正局及び全国8か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）に設置されている地方支分部局である矯正管区が指導監督にあたっています。

青森刑務所は、仙台矯正管区に属する刑務所であり、所轄機関として弘前拘置支所、八戸拘置支所を持っています。

#### (2) 処遇指標

- ・ A …… 犯罪傾向の進んでいない者（初犯など）
- ・ **B** …… 犯罪傾向の進んでいる者（累犯／暴力団など）
- ・ F …… 日本人と異なる処遇が必要な外国人
- ・ I …… 禁錮刑受刑者
- ・ J …… 少年院への収容を必要としない少年
- ・ L …… 刑期が10年以上である者
- ・ Y …… 可能性に期待した矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる26歳未満の成人
- ・ M …… 精神上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容する必要があると認められる者
- ・ P …… 身体上の疾病又は障害を有するため医療を主として行う刑事施設等に収容

青森刑務所

する必要があると認められる者

・W……女子

### (3) 刑事施設視察委員会（新処遇法 7~10 条）

行刑改革会議提言において、刑事施設に第三者からなる委員会を設けるべきであるとされたことを受け、新処遇法にもとづき、刑事施設視察委員会が設置されました。委員会は、刑事施設の視察や被収容者との面接などにより、刑事施設の運営状況を的確に把握し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとされています。また、各刑務所には委員会あて「提案箱」が設置されており、入所中に内容を検査されることなく刑事施設の運営についての意見・提案を書いて投函することができます。これにより、行刑運営の透明性の確保、刑事施設の運営の改善向上、刑事施設と地域社会の連携などが、より一層図られることが期待されています。

#### 【青森刑務所が刑事視察委員会から受けた意見とそれに対して講じた措置の内容】

- ①（意見）被収容者が医師の診察を求めた場合、刑務官の段階でこれを制限すべきではない。仮に、診察の必要性なしと判断する場合であっても、医師にその旨を伝え、医師の判断として行うべきである。

（措置）准看護師の資格を有する保健助手職員（刑務官）が、各工場・居室棟を巡回し、被収容者の健康状態の観察や医療上の申出を聴取している。その際に、医師の診察を希望する者については、自覚症状や他覚症状を確認した上でその状況を医師に報告し、医師が診察の要否を判断している。

- ②（意見）被収容者の面会時間について、30分を下回らないよう確保されたい。合わせて、待合所の面会時間に表記も、規則の定めに則った表現に訂正されたい。

（措置）30分を下回らない面会時間は確保されているものの、年末年始等面会の申込件数が急増する時期は面会時間が30分を下回らざるをえない状況が発生するため、待合所の表記を「面会時間は30分以内ですが、面会が多いなどの事情で短縮されることがあります」としていたが、「面会時間は原則30分としますが、面会が多いなどの事情で短縮されることがあります」と改めることにした。

- ③（意見）領置金の管理については、昨年の意見書でも指摘したところでもあるが、なお残高が合わない等の申し出が散見される。購入申込をした商品の交付を確認した上で、領置金の引き去りを行う等、さらに改善策を検討されたい。

（措置）日用品購入希望者に対する商品の交付は、原則として購入希望がなされた月末までに交付することとしているが、未入荷のため交付できなかった商品についても、近日中に交付されることを前提として領置金から引き去り事務を行っていたため、平成21年4月から、引き去り時において商品の未交付分がある場合には、当該未交付分の引き去り事務を行わず、交付したことを確認した時点で当該品の引き去り事務を行うように改めた。

- ④（意見）被収容者間で、暴行・いじめ等がなされている旨の申し出が散見される。

こうした申し出があった場合には、対象者の動静を注視し、くれぐれも「弱

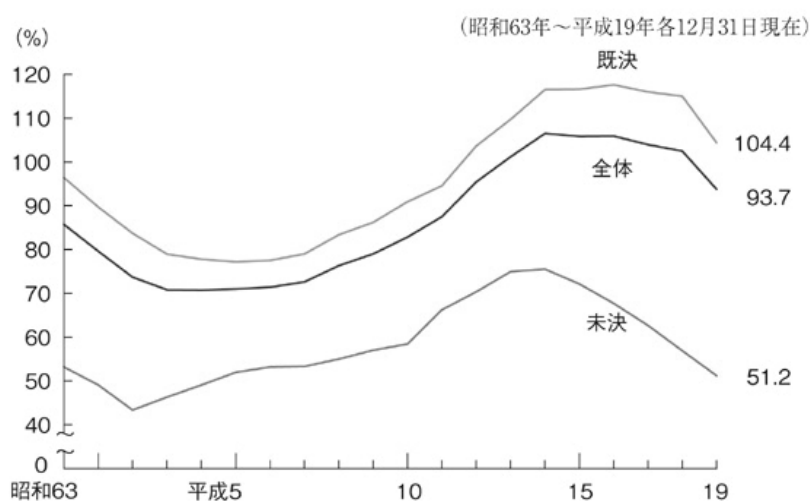
い者いじめ」が起こらないよう注意されたい。

(措置) 居室内で発生したいじめ事犯については、職員による現認又は被収容者からの申出のいずれの場合であっても、反則行為として認知した場合には関係者及び参考人から実情を詳細に聴取し、認定できる事犯についてはすべて懲罰審査会に付議した上、その結果に基づき懲罰を科し、また、同種事案の再発防止に最善を尽くしている。

(以上、平成 20 年度現在)

#### (4) 収容状況

##### < 刑事施設の収容率<sup>1</sup>の推移 >



(平成 20 年版 犯罪白書より)

平成 19 年 12 月 31 日現在における刑事施設の収容定員は 8 万 5214 人で、収容人員は 7 万 9809 人です。収容定員を超えている刑事施設は、全 75 施設中 48 施設で、青森刑務所もこの中に含まれています。

#### (5) P F I 刑務所

P F I<sup>2</sup>刑務所とは、建物や運営に民間資金を活用する仕組みを導入した刑務所を指します。過剰収容を解消するために新設され、現在全国に 4 か所 (美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター) あります。これらの施設は、主に初犯の受刑者を受け入れ、委託を受けた民間企業が矯正教育や職業訓練を担います。民間委託することで、外部に開かれた矯正施設が目指されています。

<sup>1</sup> 収容定員に対する収容人員の比率。

<sup>2</sup> PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

## 2. 受刑者に対する矯正処遇

新処遇法では、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に向けた積極的な働き掛けを内容とする処遇の中心的なものとして、作業、改善指導及び教育指導を受け、受刑者がこれを受けることを義務づけています。

### (1) 作業

刑務作業は、受刑者に規則正しい勤労生活を行わせることにより、その心身の健康を維持し、勤労意欲を養成し、規律ある生活態度及び共同生活における自己の役割・責任を自覚させるとともに、職業的知識及び技能を付与することにより、その社会復帰を促進することを目的としています(94条)。また、この刑務作業の一環として、受刑者に免許や資格を取得させる職業訓練を実施しています。刑務作業に従事した受刑者には、作業報奨金<sup>3</sup>が支給されます(98条)。

青森刑務所では、木工、洋裁などの「生産作業」、炊事、洗濯などの「自営作業」のほか各種の職業訓練を実施しています。木工においては、モダンで創造的なデザインを取り入れた独自の家具製品のほか、受注に応じた木工製品の製作を行っています。また、洋裁作業においては、主に企業の受注に応じて衣服や浴衣、エプロン等の縫製を行っています。なお、そのほかにも電気部品や地場産業の物品等の組立加工を実施しています。加えて、職業訓練として青森の伝統工芸である津軽塗りにも取り組んでいます。

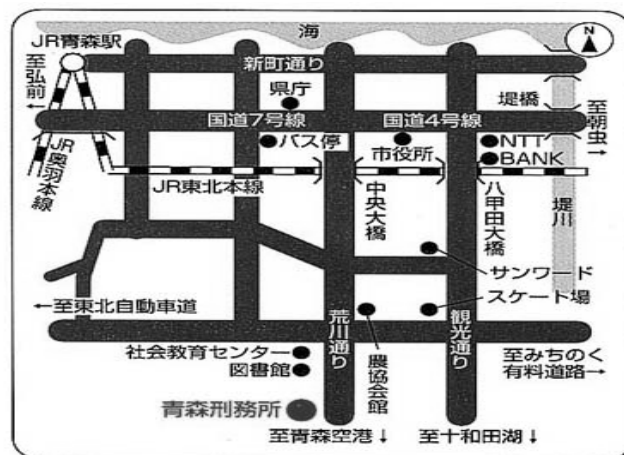
### (2) 改善指導及び教科指導

新処遇法は、矯正処遇として作業の他に改善指導と教科指導を規定しています。改善指導は、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度を習得させるために行います。一般改善指導は、全受刑者に対し、講和や講義等により、被害者感情の理解や社会復帰支援等について指導するものです。これに対し、特別改善指導は、特定の事情を有することによって改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対して行われるもので、具体的には、薬物依存離脱指導、暴力団離脱指導、被害者の視点を取り入れた教育などがあります(103条)。

## 3. 青森刑務所

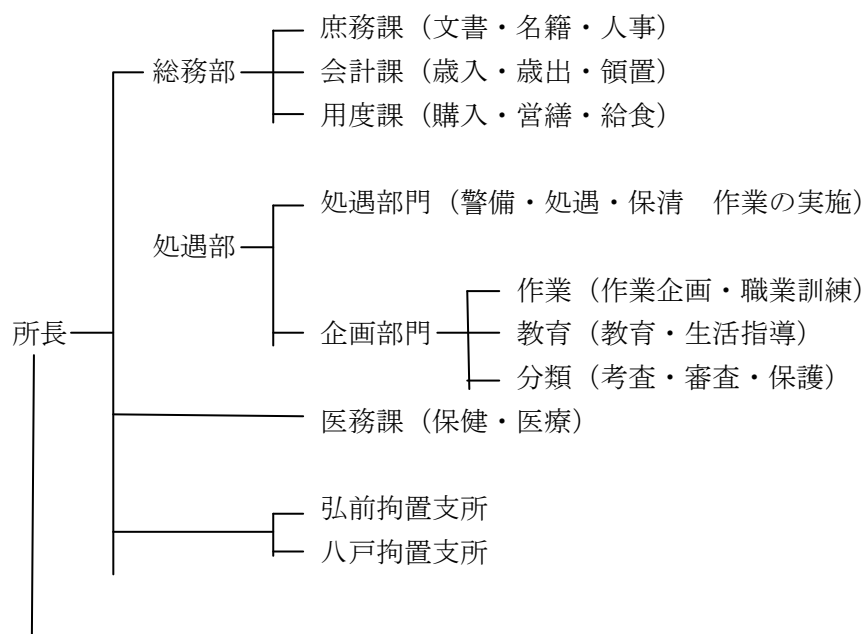
住所：〒030-0111 青森県青森市大字荒川  
字藤戸 88 番地

TEL：017-739-2101 FAX：017-762-1020



<sup>3</sup> 作業報奨金は、作業の督励と釈放後の更生資金として役立たせることを目的としており、2007年度予算における一人一月当たり平均計算額は、4098円です。

## (1) 組織



刑事施設視察委員会

## (2) 受刑者の生活

### ①食事

「すべての被収容者は、通常の時間に、健康および体力を保つのに十分な栄養価があり、衛生的な品質であって、かつうまく調理され盛りつけられた食糧を供給されなければならない」(最低基準規則第20)ことが国際的な基準になっています。

青森刑務所では、各受刑者の身長などの体格や作業内容等を考慮して主食の量はA食、B食、C食の3種類に分けられ、必要な熱量が確保されています。

### ②入浴

入浴回数は1週間に2回以上(閉居罰を科されている者については1週間に1回以上)と規定されており、夏場は汗をたくさんかくなど、気候等を勘案して各刑事施設の長が回数、時間を決めています。入浴は共同入浴であり、受刑者にはそれぞれの場所が指定されます。そして、入浴の際の私語は一切認められておらず、許可なく話をしていた場合、規律違反となり、その受刑者には何らかの不利益処分(懲罰)等が科せられます。

受刑者がひげを剃る際に使用するカミソリについては、感染症などによる被害を防ぐため個人に貸与しています。

### ③運動

被収容者には健康保持のために1日30分以上の運動の時間が与えられています。運動は、できる限り戸外で実施し、天候などの状況によっては室内で行います。体育館には卓球台や腹筋マシンなどがありました。また、青森刑務所では、行事の一環として作業場対抗の運動会が開催されます。そして、優勝した班には優勝旗が与えられ、それは作業場に飾られるそうです。

#### ④居住環境

受刑者の部屋は単独室と共同室に分けられています。しかし、昨今の過剰収容の影響により、単独室にベッドを一つ入れて、上下に 2 名を収容する部屋もありました。また、受刑者には 1～5 類までの優遇区分がされており、3 類以上になると自分のサンダルや写真立てが買えるようになるそうです。中には、買った写真立てに家族の写真を入れる受刑者もあり、それを見ながら出所を待ち望んでいるそうです。この区分の基準は作業態度などの本人の努力によって決まり、年に 2 回評価されます。

#### (3) 重罰化・厳罰化について

近年、犯罪に対する刑法適用の有期刑の上限も改正され、社会的にも重罰化や厳罰化の傾向が認められます。裁判員制度が始まったことにより、その傾向がますます強まるのではないかと懸念されています。重罰化により刑期が長くなり、例えば、有期刑の上限が 20 年から 30 年に引き上げられたことから、一般的に無期刑のものは 30 年以上は刑務所にいることになるなど、長期刑の者が社会復帰がより難しくなっており、長期刑受刑者収容施設の収容状況に影響が出てきている。また、A 級施設の受刑者の 3 割は累犯施設（B 級）に戻ってくるため、初犯時の指導がとて重要であるとおっしゃっていました。

おわりに

今回、初めて青森刑務所を訪問させていただき、刑務所の役割などを詳しく知ることができました。また、一般の人がなかなか見ることができない作業風景や受刑者が収容されている部屋などを実際に見学し、とても良い経験ができたと思います。

厳罰化・重罰化にあたっては、刑期が長くなることによって出所への希望が見えなくなり、受刑者に精神的ダメージを与えることとなります。また、各刑務所では職業訓練が行われていますが、出所後、働く気があっても働く場所がないのが現実です。実際に、青森刑務所内で、2009 年 10 月 6 日、作業中に男性受刑者（40 歳代）が消火器で周囲に噴射し、その消火器で窓ガラス 4 枚を割ったという事件がありました。その男性受刑者は事件を起こした理由について「刑期を伸ばすため」と供述していたそうです。その背景には、刑務所に入っている限り食事や医療などの生活水準が保障されていることが挙げられます。こうした受刑者の不安を解消し、社会復帰させるためには、国は生活保護等の現金給付をすただけではない制度を確立し、社会全体も彼らを受け入れる体制が必要だと思えます。

また、裁判員制度が始まったことにより、量刑を判断する裁判員と刑務所との関係はより一層強まるものと考えられます。受刑者の人生を左右する裁判員は、重大な責任を背負うため、受刑者の生活や刑務所の実態を知っておく必要があると思えます。

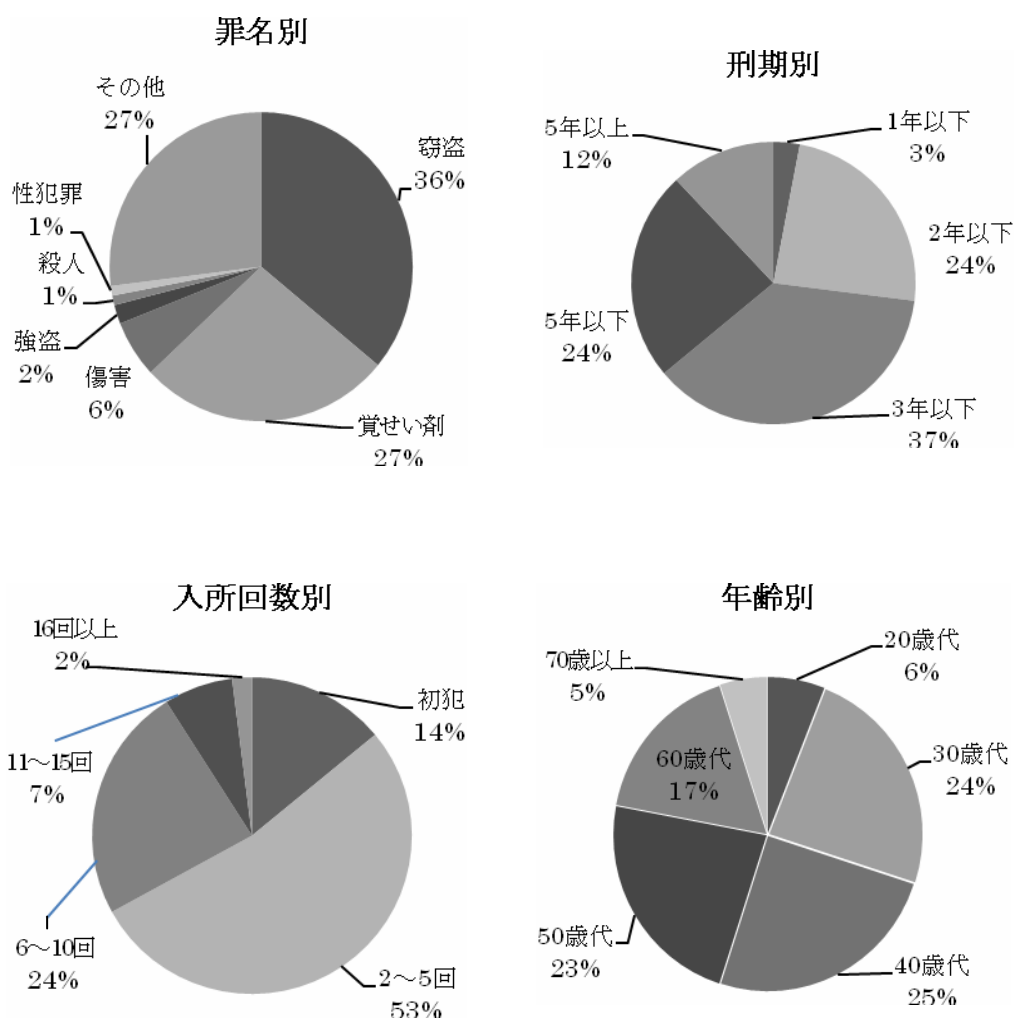
最後に、お忙しいなか対応して下さった青森刑務所の皆様、本当にありがとうございました。

参考文献・ウェブサイト：

菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革』（日本評論社 2007）

法務省矯正局 HP <http://www.moj.go.jp/KYOUSEI/kyousei03.html>

◆資料① 青森刑務所の収容状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）



◆資料②

受刑者の一日

| 区分    | 午前          | 区分   | 午後          |
|-------|-------------|------|-------------|
| 起床    | 6:50        | 作業終了 | 16:30       |
| 朝食    | 7:20        | 夕食   | 17:00       |
| 作業開始  | 7:50        | 余暇時間 | 17:30~21:00 |
| 昼食・休憩 | 12:00~12:30 | 就寝   | 21:00       |